

3 公の施設の抜本の見直し

県民の福祉を増進する目的をもって県民の利用に供するために県が設置する公の施設は、行政サービスの重要な部分を担っており、「県立の大学」、「県立学校(県立の高等学校、盲学校、聾学校及び養護学校)」及び「県営住宅」を除き135施設(平成13年11月現在)を設置していますが、これらの管理運営経費としての一般財源支出額は約292億円(平成12年度)に上っています。

これら施設の中には、民間と競合している施設や、県としての先導的役割が終了するなど県が設置する意義が薄れてきたものがあります。このため、これらの施設を

- 「民間と競合していないか」
- 「県としての存置の意義が薄れていないか」
- 「利用率が大きく低下していないか」

といった観点から厳しく総点検します。

その上で、施設の立地条件(過疎地域等)、例えばDV防止法(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律)への対応などの新たな行政需要、さらには社会的弱者等の施設利用者から見た必要性などを十分に勘案しながら、廃止、民営化を含む抜本的な見直しを行っていきます。

また、総点検の結果、引き続き存続する施設についても、利用率向上、収支改善、県民サービスの向上に努めます。

なお、これら135施設のうち80施設は県関係団体に管理運営を委託していることから、公の施設の抜本の見直しと並行して、県関係団体についても抜本的な見直しを行っていきます。

また、上記のほか、「県立の大学」及び「県立の病院」については、国の検討状況を見極めつつ、地方独立行政法人化などの幅広い検討を、また、「県立高等学校」については生徒数の減少に対応した再編や教職員定数の適正管理等を、さらに、「県営住宅」については既存ストックの有効活用等の観点からの建替え等整備を進めていきます。

(1) 公の施設の存続の総点検

【見直しの視点】

「県立の大学」、「県立学校」及び「県営住宅」を除く135施設のうち、次の3要件のいずれかに該当する施設は、県が設置する公の施設としての存続を見直します。

民間競合施設

例：「民間と競合する公的施設の改革について(平成12年5月26日閣議決定)」において見直すこととされた「会館、宿泊施設、会議場、結婚式場、健康増進施設、総合保養施設、勤労者リフレッシュ施設、その他これらに準ずる施設」に該当する施設

県としての存置の意義が薄れてきている施設

例：・県としての先導的役割終了施設

- ・市町村、民間等により類似施設が設置され、競合している施設
- ・管理委託先団体等の対応力向上等により委譲可能な施設
- ・利用者の大半が施設所在市町村の住民であるなど、広域的自治体である県として存置すべき意義が薄れている施設

老朽化し、かつ、利用率の低い施設

例：設置（改築）後、一定年数を経過した施設であって、かつ、施設利用率が市町村、民間等設置の近隣類似施設の利用率等に基づき設定する一定の利用率基準を下回る施設

なお、利用率基準については、「過疎地域」等の地域条件やDV防止法対応など社会的弱者保護等の新たな行政需要を勘案した上で設定します。

以上の総点検により、平成16年度までに15%超の21施設以上、平成20年度までには、これらを含め20%相当の26施設以上について、廃止、民営化又は地元移管等を行っていきます。（注：他に平成14年度からの一時的な廃止施設が2施設）

なお、施設の民間、市町村等への委譲に当たっては、委譲先団体と十分な調整を行います。

【平成16年度までに実施・着手する事項】

項 目	内 容
ふれあい広場の見直し	名古屋市内に設置しているふれあい広場（12施設）については、広域的自治体としての県の役割という観点から、そのあり方を見直し、名東ふれあい広場を平成15年度までに廃止するとともに、他の11施設についても今後県では改築整備しない方針のもとに、個々の施設の地域の実情を勘案しながら、平成16年度以降、順次廃止していく。なお、各広場とも廃止までの間は、管理運営委託費の適正化を図るとともに、自主性の強化により管理運営の効率化を図る。
愛知青少年公園の廃止及び都市公園としての再整備等	愛知青少年公園は、開園以来30年を経過して施設の老朽化や社会ニーズの変化に対応する必要が生じてきており、また、2005年日本国際博覧会の会場としての利用が予定されているため、平成14年度に廃止し、この博覧会の理念を継承する21世紀にふさわしい県営都市公園として再整備する。 なお、愛知青少年公園内にある児童総合センターについては、平成14年度から平成17年度までの4年間は一時廃止し、その間は、愛知こどもの国に代替機能を持たせる。
自然公園施設の地元移管	園地、駐車場、休憩所等の自然公園施設（8施設）については、平成14年度に犬山国際交流村公園施設を犬山市へ移管するとともに、平成15年度には湯谷園地を鳳来町へ移管する方向で引き続き協議する。
総合保健センターの廃止	総合保健センターについては、聴力・視力部門及び精神保健福祉部門を他へ移管した上で、廃止する。（平成14年度）

項 目	内 容
看護専門学校の 見直し	<p>看護専門学校（４校）については、看護職員の需給動向や県内の他の看護職員養成機関の状況を踏まえて、平成１５年度に尾張看護専門学校を廃止し、心身障害者コロニー内の春日井看護専門学校についても平成１５年度から募集を停止し、平成１７年度に廃止する。</p> <p>また、看護職員の養成数適正化と資質向上を図るため、総合看護専門学校及び愛知看護専門学校については、平成１５年度以降、定時制課程から全日制課程への移行等を行う。</p>
特別養護老人ホームの管理委託先団体への委譲	<p>特別養護老人ホーム（１１施設）については、県としての先導的役割終了、官民役割分担の観点から、管理委託先団体への委譲を行う。（平成１４年度）</p>
渥美老人ホームの廃止	<p>軽費老人ホームである渥美老人ホームは、平成元年以降、軽費老人ホームの一種であるケアハウスが民間により県内各所で開設され、その役割を終了したことから、廃止する。（平成１４年度）</p>
DV防止法施行に伴う婦人保護施設の見直し	<p>DV防止法（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律）施行に伴う入所者の質の変化、入所者数の増加、児童同伴者の保護に対応するため、平成１４年度以降、売春防止法上の要保護女子を保護する施設として現在２か所ある婦人保護施設のうち、成願荘は主にDV被害者を保護する施設として当面存続させ、白菊荘との機能分担を図る。</p>
高等技術専門校の見直し	<p>高等技術専門校（７校）については、少子高齢化の進展や産業構造の変化に対応した公共職業訓練を推進するため、国、民間の教育訓練機関との役割分担や離転職者の再就職支援の重要性を踏まえつつ、訓練科目の見直し、緊急雇用対策としての民間委託訓練の活用及び機能の集約等を行い、高辻高等技術専門校は平成１４年度から名古屋高等技術専門校の高辻校舎とした後、平成１７年度に廃止し、窯業高等技術専門校は平成１４年度から現行の窯業技術センターと管理部門を一元化する。</p> <p>さらに、平成１６年度からは、名古屋・岡崎・東三河の３高等技術専門校を、普通課程訓練（新規学卒者対象）及び短期課程訓練（離転職者及び在職者対象）等を実施する拠点校として位置付けるとともに、他の３校（一宮・窯業・高浜）については短期課程訓練に特化した施設として機能を集約し、併せて一宮校及び高浜校については管理部門の合理化も行っていく。</p>
本宮山口ロッジの地元移管	<p>本宮山口ロッジについては、地元額田町の観光振興のために有効活用が期待されることから、町の意向を踏まえながら、町へ移管する。（平成１４年度）</p>
森林公園ゴルフ場の民営化又はPFI化	<p>森林公園ゴルフ場については、経営効率を上げ、サービス向上等を図るため、現在の運営方法の見直しを行うとともに、平成１６年度を目途に民営化又はPFI化を図る。</p>

項 目	内 容
野外活動施設の 廃止又は地元移 管	<p>野外活動施設である佐久島青少年キャンプセンターについては、老朽化して利用率が低く、地元での有効活用も期待できないことから、平成15年度に廃止する。</p> <p>また、同じく老朽化して利用率が低い野外活動施設の相楽山荘については、宿泊室及び会議室を平成15年度に廃止するとともに、キャンプ場は平成15年度までに地元へ移管又は廃止する。</p>

【平成20年度までに検討・実施する事項】

項 目	内 容
歯科衛生専門学 校の見直し	歯科衛生専門学校 については、民間の歯科衛生士養成機関の状況等を踏まえ、官民役割分担等の観点から、廃止、民営化を含む見直しの検討を進める。
湯谷老人福祉館 及び保養リハビ リテーションセ ンター木曾川荘 の地元移管又は 廃止	老人等に対して保健休養の場を提供する施設である老人休養ホーム等（5施設）のうち、老朽化が進み利用率の低下している 湯谷老人福祉館 及び 保養リハビリテーションセンター木曾川荘 については、利用状況や類似施設の設置状況などを踏まえて、平成17年度以降、地元へ移管又は廃止する。
三好学園及び三 好寮の管理委託 先団体への委譲	社会福祉法人昭徳会に管理委託している 三好学園 （知的障害児施設）及び 三好寮 （知的障害者更生施設）については、両施設とも同法人の業務として同化定着していることから、平成17年度以降、同法人へ委譲する方向で取り組む。
心身障害児療育 センター第二青 い鳥学園の見直 し	肢体不自由児施設である 心身障害児療育センター第二青い鳥学園 については、知的障害及び身体障害の重複化・重度化が進む障害児のニーズに合わせ、施設種別の変更も視野に入れた機能・運営体制の見直しを行うとともに、規模の適正化を図る。
障害者福祉施設 の管理委託先団 体等への委譲の 検討	身体障害者総合施設希全センター 、 身体障害者療護施設はなのき寮 、 身体障害者療護施設すぎのき寮 並びに知的障害者更生施設である 藤川寮 、 弥富寮 及び 半田更生園 については、これまでの措置制度が平成15年度から支援費制度へ移行することに伴い、現在、国において検討が進められている支援費基準額などの新制度の詳細を見極めつつ、管理委託先団体等への委譲の検討を平成17年度までに進める。
勤労福祉会館等 の見直し	労働者福祉施設である 勤労福祉会館等（10施設） については、利用状況や類似施設の設置状況などを踏まえ、地元の意向に配慮しつつ、統廃合、他の用途との複合的利用、地元への移管・貸与等の検討を進める。また、宿泊部門については、地元の意向に配慮しつつ、順次廃止する。

項 目	内 容
中小企業センターのPFI手法の導入の可能性を含めた改築の検討	中小企業センターについては、施設の老朽化が進んでいるため、民間の資金やノウハウを活用して行うPFI手法の導入の可能性を含め、現敷地内で許される施設規模等の範囲内で、改築の検討を進める。
茶臼山野外活動ロッジのあり方の検討	茶臼山野外活動ロッジについては、利用状況等を踏まえ、今後のあり方を平成16年度までに検討する。

(2) 存続する施設の運営改善

【見直しの視点】

「県立の大学」、「県立学校」及び「県営住宅」を除く135施設のうち、(1)の見直しの結果、県が設置する公の施設として引き続き存続する施設については、次の3つの視点により、運営改善に努めます。

自律的目標管理の導入

ア 数値目標の設定

- ・ 存続する施設については、各施設ごとに概ね3年間程度の施設利用率等について具体的な数値目標を設定し、当該期間中にこの数値目標を達成できなかった施設については、改めて存続を見直すものとします。

イ 利用料金制の導入

- ・ 公共的団体等へ管理委託を実施している施設については、料金の設定の裁量の拡大と料金収入の活用を図る利用料金制の導入を可能な限り図ります。

利用料金制...地方自治法第244条の2の規定に基づき、公の施設の管理運営を受託した公共的団体等が施設利用料金を直接收受して、その運営に充てる制度。施設利用料金が管理運営団体の直接の収入となることにより、自らの努力が自主財源の確保に反映されるため、利用者の増加や経費の節減を図るなどの自主的な経営努力が期待できます。また、こうした経営努力が促されることから、より一層の利用者サービスの向上が期待できます。

ウ 成果主義の発想に立った仕組みの検討

- ・ 委託管理施設の収支改善に向けたインセンティブとして、利用料金制導入後に収入額が収入目標額を上回った場合には、その成果を管理委託先団体へ還元する仕組みなどの検討を行います。

管理運営の効率化

ア 歳出削減策の推進

- ・ 管理運営体制の見直し
アウトソーシング、人材派遣、NPO、非常勤職員などの活用

- ・ 管理運営委託費の適正化

イ 受益者負担、料金体系の見直し

県民サービスの向上

- ・ 利用申込み等手続のIT化、「サービス基準設定運動」及び「私の改善提案」の拡大実施

【平成16年度までに実施・着手する事項】

項 目	内 容
数値目標・実績等の公表	平成14年度以降存続する施設については、平成14年度から平成16年度までの3か年の施設利用率等の数値目標及び当該目標に対する実績並びに利用者一人当たりの一般財源支出額実績等を県のホームページ上で公表する。（「県立の大学」、「県立学校」及び「県営住宅」を除く公の施設で、 平成14年度以降存続する全施設 ）（毎年度）
利用料金制の導入	利用料金制については、平成15年度から3施設で導入し、平成16年度までに、これらを含め計40施設以上で導入する。 平成15年度導入予定施設（3施設） 女性総合センター、あいち健康の森健康科学総合センター、産業貿易館 平成16年度導入予定施設（41施設） 愛知こどもの国、海南こどもの国、老人休養ホーム等（5施設） 勤労福祉会館等（10施設） 中小企業センター、愛知県民の森、熱田神宮公園、大高緑地、小幡緑地、朝宮公園、新城総合公園、木曾川祖父江緑地、尾張広域緑道、あいち健康の森公園、海陽ヨットハーバー、蒲郡ヨットハーバー、体育館、スポーツ会館、武道館、野外教育センター、茶臼山野外活動ロッジ、岡崎総合運動場、一宮総合運動場、口論義運動公園、総合射撃場、青年の家、美浜少年自然の家、旭高原少年自然の家
利用申込み等手続のIT化	平成12年度から都市公園9施設を対象として運用開始した愛知県民情報システム（ネットあいち）の施設予約システムについては、平成14年度から 県体育館、スポーツ会館、武道館、岡崎総合運動場、一宮総合運動場及び口論義運動公園 を対象に追加するとともに、県民サービス向上のため、対象施設の一層の拡充を順次図る。
サービス基準設定運動の拡大実施	民間のQCサークル手法を取り入れて平成12年度から県直営の公の施設等を対象として実施している「サービス基準設定運動」については、平成14年度から管理委託施設も新たに実施対象に加え、県民の立場に立った窓口等サービスの提供を行うため、サービス基準（顧客満足度向上指針）の設定を順次図る。

項 目	内 容
職員改善提案制度の拡大実施	県職員の事務改善への参加意識や創意工夫の意欲を高める目的で実施している「私の改善提案」について、平成14年度から、公の施設の管理委託先団体職員まで応募資格を拡大して実施する。
公文書館の利便性向上のための見直し	公文書館については、芸術文化センター図書館等に公文書コーナーを設けるなど、県民の利便性向上のための取組を平成14年度に実施する。
愛知学園の運営体制の見直し	児童自立支援施設である 愛知学園 については、入所児童数の動向を踏まえて運営体制の見直しを行うとともに、平成16年度以降、学校教育の導入を行う。

(3) 県立の大学、県立高等学校等の見直し

【見直しの視点】

「**県立の大学**」及び「**県立の病院**」については、国の検討状況を見極めつつ、地方独立行政法人化などの幅広い検討を進めます。

「**県立高等学校**」の再編整備を実施します。

「**県営住宅**」については、既設住宅の建替えやリフォーム等を中心に整備を進めます。

【平成20年度までに検討・実施する事項】

項 目	内 容
県立の大学の地方独立行政法人化などの検討	県立の大学 については、国における地方独立行政法人制度の検討状況や国立大学の独立行政法人化の実施状況を見極めつつ、地方独立行政法人化などの幅広い検討を進める。
県立の病院の地方独立行政法人化などの検討	県立の病院 については、病床数、病院看護婦宿舎等の見直しや総合的な経営改善に取り組むとともに、国における地方独立行政法人制度の検討状況や国立病院及び国立療養所の独立行政法人化の実施状況を見極めつつ、地方独立行政法人化などの検討を進める。
県立高等学校の再編整備	県立高等学校 については、県立高等学校再編整備基本計画をもとに実施計画を策定し、その再編に取り組むとともに、教職員定数の適正管理等を進めていく。
県営住宅の建替え等整備	県営住宅 については、官民役割分担や6万戸に及ぶ既存ストックの有効活用の観点から、既設住宅の建替えやリフォーム等を中心に整備を進める。

【参考資料】

民間と競合する公的施設の改革について

平成12年5月26日
閣議決定

国又は特殊法人等が設置主体となる公的施設（会館、宿泊施設、会議場、結婚式場、健康増進施設、総合保養施設、勤労者リフレッシュ施設その他これらに準ずる施設で、特殊会社及び民営化が決定された法人が設置するものを除く。以下「施設」という。）について、累次の閣議決定に沿った措置を引き続き推進することとし、下記のように決定する。

記

1 施設の新設及び増築の禁止

不特定の者が利用し得る施設の新設及び増築は禁止する。なお、現在、計画段階にあり、工事（設計を含む。）未着手のものについては、これを取り止める。

2 既存施設の廃止、民営化その他の合理化措置

官民のイコール・フットイング（税制を含めた同一競争条件の確保）の観点から、施設ごとの独立採算制を原則とし、一定の基準に基づいて個々の施設ごとに企業会計原則に準ずる特殊法人等会計処理基準により経営成績等を明確にし、早期（5年以内）に廃止、民営化その他の合理化を行う。

3 地方公共団体における措置の要請

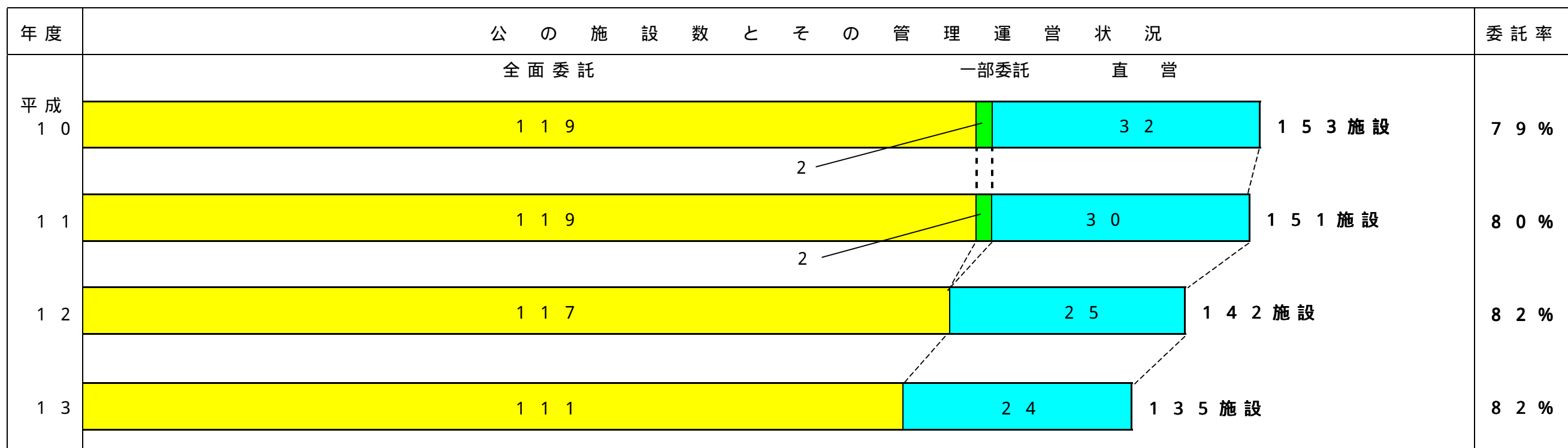
地方公共団体についても、上記の措置に準じて措置するよう要請するものとする。

表4 公の施設一覧

(平成13年11月1日現在)

所管部局名	設置数	直 営 施 設	委 託 施 設	
総務部	1	公文書館		0
企画振興部	13		12ふれあい広場(西・中川・港・南・守山・緑・緑大高・名東・天白・昭和・東・瑞穂) 奥三河総合センター	13
県民生活部	4	愛知芸術文化センター 陶磁資料館	愛知青少年公園 女性総合センター	2
環境部	9		8自然公園施設(伊良湖休暇村・茶臼山・遠望峰山・面ノ木・三河湖・本宮山・犬山国際交流村公園施設、湯谷園地) 弥富野鳥園	9
健康福祉部	51	心身障害者コロニー がんセンター 3県立病院(城山・愛知・尾張) あいち小児保健医療総合センター 愛知学園〔注:児童自立支援施設〕 総合保健センター 3看護専門学校(総合・愛知・尾張) 歯科衛生専門学校	12 昭和荘〔注:母子生活支援施設〕 心身障害児療育センター第二青い鳥学園〔注:肢体不自由児施設〕 ならわ学園〔注:情緒障害児短期治療施設〕 11特別養護老人ホーム(老人ホーム岡崎寮・一宮寮・瀬戸寮・豊川寮・西尾寮・大府寮・東郷寮・佐屋寮・足助寮・設楽寮、やまゆり荘) 渥美老人ホーム〔注:軽費老人ホーム〕 5老人休養ホーム等(南知多・勘八峡・湯谷老人福祉館、老人休養ホーム永和荘、保養リハビリテーションセンター木曾川荘) 身体障害者総合施設希全センター 2身体障害者療護施設(はなのき寮、すぎのき寮) 4知的障害者更生施設(藤川寮、弥富寮、半田更生園、三好寮) 2救護施設(新生寮、明知寮) 母子福祉会館〔注:母子生活支援施設・母子福祉センター〕 三好学園〔注:知的障害児施設〕 青い鳥医療福祉センター〔注:肢体不自由児施設・重症心身障害児施設〕 明生会館〔注:盲人福祉施設〕 2婦人保護施設(白菊荘、成願荘) 2こどもの国(愛知こどもの国、海南こどもの国) 児童総合センター あいち健康の森健康科学総合センター	39
産業労働部	24	技術開発交流センター 7高等技術専門学校(名古屋・高辻・岡崎・一宮・窯業・高浜・東三河)	8 産業貿易館 中小企業センター 本宮山ロッジ 犬山国際ユースホステル 和紙のふるさと 10勤労福祉会館等(勤労会館、豊橋・岡崎・一宮・半田・津島・豊田・刈谷勤労福祉会館、尾西勤労青少年福祉センター、労働者研修センター) 愛知勤労身体障害者体育館	16
農林水産部	6	農業大学校	1 森林公園 愛知県民の森 昭和の森 緑化センター 植木センター	5
建設部	13		10都市公園(熱田神宮・高蔵・朝宮・新城総合・あいち健康の森公園、大高・小幡・牧野ヶ池・木曾川祖父江緑地、尾張広域緑道) 2ヨットハーバー(海陽・蒲郡) 下水道科学館	13
教育委員会 事務局	14		0 体育館 スポーツ会館 武道館 佐久島青少年キャンプセンター 相楽山荘 野外教育センター 茶臼山野外活動ロッジ 2総合運動場(岡崎・一宮) 口論義運動公園 総合射撃場 青年の家 2少年自然の家(美浜・旭高原)	14
合計	135		24	111

図2 公の施設の設置状況の推移



施設数 増減理由	平成11年度				平成12年度			平成13年度		
	計	直営	全面委託	一部委託	計	直営	全面委託	計	直営	全面委託
県の施設として廃止した施設	151	30	119	2	142	25	117	135	24	111
新設した施設	【1施設】 ・知的障害者更生施設弥富寮 全面委託				【1施設】 ・下水道科学館 全面委託			【1施設】 ・あいち小児保健医療総合センター(13.11.1設置)		
管理委託した施設					【6施設】 ・新生寮(直営) 全面委託 ・明知寮(直営) 全面委託 ・半田更生園(直営) 全面委託 ・植木センター(直営) 全面委託 ・美浜少年自然の家(一部委託) 全面委託 ・旭高原少年自然の家(一部委託) 全面委託					